

こんな相談がありました No.50 ～高額すぎる台風被害の修理見積～

Q1

台風 15 号で屋根瓦が落ち、外壁が傷つき、フェンスも壊れた。雨戸にも不具合があり、家全体の補修が必要になった。以前修理依頼した工務店に見積を作成してもらい、保険金の申請をした。見積額の半分ほどの保険金が支払われ、この額を限度に修理をお願いしたいと工務店に伝えると、工事依頼が多いことを理由に断られた。ところがその後、見積料金として 15 万円を請求され、高額で驚いた。忙しい思いをして見積書を作成した手数料だという。

見積料金について説明は受けておらず、図面など受け取ったものはない。支払わなければならないか。



(消費者庁イラスト集より)

A1

工事契約の見積料金は請求されないことが多いですが、契約に至らなかった場合、調査費や図面作成費などの名目で、実際にかかった経費を請求される場合があります。ただし、相談では見積料金について説明がなく、契約を断ったのは工務店であることから、請求どおりの支払い義務はないと考えられます。見積料金の目安について、住まいるダイヤル（※）に問い合わせるよう案内しました。

- ★自然災害による被害を受けた家屋等の修理トラブルが多くなっています。
- ★修理が必要になったら、あわてずに複数の業者から見積を取り、慎重に契約しましょう。
- ★契約しなかったら見積料は無料か、念のため確認が必要です。
- ★業者とのやりとり、作業過程などを日時とともに記録に残しておきましょう。

※住まいるダイヤル（住宅リフォーム・紛争処理支援センター）

国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。

受付時間：月曜から金曜日（祝休日、年末年始を除く）午前 10 時から午後 5 時

電話番号：0570-016-100（ナビダイヤル）IP 電話など 03-3556-5147

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の 5127（旭市青年の家 1 階）

月曜日～金曜日（平日）午前 9 時～午後 4 時 直通電話 0479-62-8019